

## 生徒心得

### 服装・頭髪

#### 1 服装

- (1) 上着は黒の詰め襟学生服、または同等素材の黒か紺のブレザー（シングルでもダブルでも可、ただし、セーラー服や襟のない上着は不可）とする。長すぎるもの、短すぎるもの、特異な形をしたものは認めない。
- (2) 上着を脱いだ場合、白のカッターシャツ、白のブラウス、または白のポロシャツ（ワンポイント可）とする。特異な形や色もの、模様のあるもの、スタンドカラーやTシャツなどは認めない。ベスト（上着とセットのもの）は着用してもよい。
- (3) 下衣は、スラックスまたはひだスカートで、上着と同色同素材のものとする。長すぎたり、短すぎたりするものは認めない。スラックスにはベルト（黒または茶が望ましい）を着用すること。
- (4) 校章は、詰め襟学生服の場合は左襟に、ブレザーの場合は左胸につけること。夏服の場合には所定の台布をつけスラックスまたはスカートの右側のベルト下につける。

#### 2 頭髪・その他

- (1) 頭髪は学校生活に不必要な加工（パーマ、ウェーブ、染髪、脱色、剃り込み、不自然なカット、エクステンション等）をしないこと。
- (2) 化粧・口紅・マニキュアなどをしてきてはいけない。
- (3) 履物は通学時に安全な物とする。（サンダル、下駄、ブーツなどは不適切である。）
- (4) 装身具（ピアス・指輪・ネックレスなど）の着用は認めない。ピアスの穴をあけることも禁止する。
- (5) 防寒着・防寒具の着用については登下校時のみとする。

## 校内生活

学習は私たちの本業であるから、これに専念し大いに実力を身につけるよう努力しよう。

#### 1 ホームルーム

- (1) 学校生活の本拠であることを理解し、学校全体を発展させる母体となるよう努める。
- (2) 悩みなどは一人で抱え込まず、担任をはじめ関係部署に相談しよう。
- (3) 共同の問題はみんなで考えてその解決をはかろう。

#### 2 生徒会活動

- (1) 私たちの衆知と協力の表れであり、責任と訓練の場である生徒会の理解育成に努める。
- (2) 生徒集会は生徒会顧問を通して校長の許可を受けなければならない。

#### 3 部活動

- (1) 積極的に参加し、各人の個性と趣味を伸ばすことが肝要である。
- (2) 休日に部活動をするときは必ず部顧問の指導を必要とする。

#### 4 礼儀

- (1) 登下校の際には声をかけあつての挨拶を励行し、学校の明朗な雰囲気作りに努めよう。
- (2) 外来者には会釈をしよう。

## 5 風紀

- (1) よき校風樹立に努めよう。
- (2) いかなる理由があっても、いじめや暴力行為は絶対に許さない。
- (3) 友人関係、恋愛関係は相互の人格を尊び、重んじよう。

## 6 所持品

- (1) 所持品には記名をし、大切に扱うこと。
- (2) 貴重品はなるべく持たないように心掛けるとともに、体育の時間などには貴重品袋に入れて保管してもらおう。
- (3) 紛失物、拾得物はすみやかに生徒指導部に届ける。

## 7 校内公共物の愛護と利用

- (1) 校内公共物（図書館、トレーニングセンターなど）はそれぞれの規定に従って利用する。
- (2) 教室、机、椅子、掃除道具等は大切に扱う。
- (3) 簡単な修理は進んで果たそう。
- (4) ガラスその他の公共物を破損したときは、直ちに生徒指導部に届け出て所定の手続きをとること。

## 8 環境の整備

- (1) 常に美しい環境を作るよう努力しよう。
- (2) 校舎校具を大切に扱うこと。

## 9 校内残留

- (1) 部活動での放課後の残留は17時10分を限度とする。ただし、関係顧問の指導の場合はこの限りではない。
- (2) 学習などで（普通・特別）教室等を使用する場合の平日の残留は17時10分を限度とする。ただし関係職員の指導の下では、この限りではない。
- (3) 生徒は、遅くとも19時までには下校すること。

## 10 届け出の義務

- (1) 欠席届  
欠席の時はなるべく事前に、やむを得ない場合は事後、すみやかに届を提出しなければならない。
- (2) 早退・外出届  
早退又は外出するときは、事前に届を提出し、担任の許可を得なければならない。
- (3) 遅刻届  
遅刻をしたときは届を提出し、許可を得てから入室しなければならない。
- (4) 下宿先届  
あらたに下宿する者、及び下宿先を変更する者は、届を校長に提出しなければならない。
- (5) 集会・行事の届  
諸種の集会行事を開催する場合は、生徒指導部の許可を受けなければならない。
- (6) 掲示の届  
掲示物は生徒指導部の許可を得て所定の場所に掲示しなければならない。

## 11 納付物

- 授業料等その他納付すべきものは、定められた期日に納めなければならない。

## 自転車通学

自他の生命の重みを自覚し、安全第一を心がけること。

- 1 自転車通学希望者は、生徒指導部に申し出て、許可願に必要事項を記入し提出すること。
- 2 自転車を使用する生徒は、必ず学校に登録し、指定の反射シールを貼付すること。反射シールを貼付していない自転車での通学は認めない。
- 3 交通法規で定められている傘差し運転、2人乗り、無灯火走行、斜め横断、一時停止不履行、信号無視、スマートフォンやイヤホンを使用しながらの運転、安全運転義務違反等の違反は、絶対にしてはならない。
- 4 自転車の並走、競争、むりな追い越し等は、事故につながるのではないこと。
- 5 自転車置場の整理整頓に心掛けること。
- 6 常に自転車の点検、整備に心掛けること。
- 7 盗難防止のため、必ず施錠をしておくこと。

## 校外活動

本校生徒としての本分を自覚し、自ら省みて恥ずかしくない行動をとるよう心掛けること。

- 1 外出の際は家人に行き先、用件、帰宅時間を明らかにしておくこと。
- 2 教育活動としてのキャンプ、ハイキング、研究活動等については、休暇中の特別活動の注意事項を守ること。
- 3 夜間の外出（22時～5時）は慎むこと。やむを得ない場合は家人にその旨を連絡しておくこと。
- 4 未成年者入場禁止の場所や、いかがわしい場所への出入りはしないこと。
- 5 飲酒、喫煙、無免許運転等、法に触れる行為は絶対にしないこと。
- 6 クラス、部等が開催する会合は、担任又は顧問が指導のうえ、校内で行うこと。
- 7 地域の行事に参加する場合には、伊勢高生としての自覚をもって行動すること。

## 休暇中の特別活動

休暇中に、特別活動を実施するにあたっては、安全を第一とし、事前に周到な計画を立て、下記事項を厳守のうえ、伊勢高生としての自覚をもって行動すること。

- 1 クラス、部、生徒会が企画してキャンプ、ハイキング、研究活動等を実施する場合。
  - (1) 指導者として、必ず当該クラス担任、顧問の引率を必要とする。なお、25名以上の参加がある場合は、引率者は原則として、2名以上とする。
  - (2) 期間は1泊2日以内とする。ただし、事情によっては期間の延長を認める。
  - (3) 許可願を担任、又は顧問を通して所定の期日までに生徒指導部に提出すること。
  - (4) 保護者承諾書を、所定の期日までに生徒指導部に提出すること。
  - (5) 行事終了後、すみやかに報告書を生徒指導部に提出すること。
- 2 部が合宿練習を実施する場合。
  - (1) 期間は3泊4日以内とする。ただし事情によっては期間の延長を認めることがある。
  - (2) 許可願を顧問を通して所定の期日までに生徒指導部に提出すること。合宿日の調整は生徒指導部が行う。
  - (3) 合宿場所は、本校を原則とする。
  - (4) 保護者承諾書を、所定の期日までに生徒指導部に提出すること。

(5) 行事終了後、すみやかに報告書を生徒指導部に提出すること。

3 海外旅行に行く場合は、生徒指導部へ届け出ること。

4 アルバイトは奨励しない。ただし、長期休業中下記の条件を満たした場合に限り、届出を受理する。学期中のアルバイトは原則禁止とする。ただし、特別な理由がある場合は相談すること。

(1) 学業成績・行動面・学校生活全般において問題がないこと。

(2) 生徒と保護者が充分話し合い、保護者の同意があること。

## 二輪運転免許取得規定

二輪運転免許取得は、原則禁止とする。ただし次のいずれかに該当し、かつ保護者の申し出のあった生徒に対しては、校長は当該生徒の運転免許取得の必要性の有無について充分検討し、50cc以下の免許取得に限り認めることがある。免許取得後においても登下校時における二輪車の使用については自宅から最寄りの公共交通機関までとし、校内への乗り入れは認めない。また免許を取得後は、所定の安全運転講習（実技講習を含む）を必ず受講すること。なお詳細については高等学校交通安全指導要項による。

① 鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が極めて不便な地域からの通学などで、校長がやむを得ない事情があると認める場合。

② その他校長が特に必要と認める場合。

## 自動車運転免許取得規定

自動車運転免許の取得及び自動車学校への入校は、原則として禁止する。ただし、校長が特に必要と認めるときは許可することがある。